

福岡県公報

令和2年10月13日
第 143 号

目次

告 示 (第770号 - 第773号)

○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	1
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	2
○保安林の指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	2
公 告		
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	3
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	3
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	3
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	3
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	3
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	3
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	4
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	4
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	5

○建設業の営業の停止	(建築指導課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6

公安委員会

○福岡県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利 用に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部情報管理課)	6
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(警察本部情報管理課)	8

告 示

福岡県告示第770号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年10月13日

福岡県知事 小川 洋

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示(重要流域(平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。)に係るものを除く。)で定めるところによる。
平成3年10月16日農林水産省告示第1272号
- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
変更しない。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第771号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年10月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成6年4月8日農林水産省告示第680号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第772号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和2年10月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成3年10月16日農林水産省告示第1272号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第773号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和2年10月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
朝倉市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和2年10月13日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画生産緑地地区の変更（令和2年9月17日福岡市告示第293号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和2年10月13日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画道路の変更（令和2年9月17日福岡市告示第294号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和2年10月13日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画都市高速鉄道の変更（令和2年9月17日福岡市告示第295号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和2年10月13日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画地区計画の変更（令和2年9月17日福岡市告示第296号）

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年10月13日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日
令和2年9月2日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 マルシヨク吉野店
 - 所在地 大牟田市大字橋1544番地の1 外
- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社サンリブ 代表取締役 佐藤 秀晴 北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号 外5社	株式会社サンリブ 代表取締役 菊池 毅 北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号 外5社

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年10月13日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和2年9月2日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 マルシヨク空港東店

(2) 所在地 糟屋郡志免町大字別府字角石810番16 外3筆

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社サンリブ 代表取締役 佐藤 秀晴 北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号 外6社	株式会社サンリブ 代表取締役 菊池 毅 北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号 外6社

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年10月13日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和2年9月16日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 マルシヨク来春店

(2) 所在地 朝倉市大字来春6番地の1

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社サンリブ 代表取締役 佐藤 秀晴 北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号	株式会社サンリブ 代表取締役 菊池 毅 北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社サンリブ 代表取締役 佐藤 秀晴 北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号	株式会社サンリブ 代表取締役 菊池 毅 北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号
サークルフーズ株式会社 代表取締役 局 聖一 大分県大分市原新町6番30号	サークルフーズ株式会社 代表取締役 局 聖一 大分県大分市原新町6番30号
株式会社丸珠物産 代表取締役 小林 信一 北九州市小倉北区西港町94番地9	株式会社丸珠物産 代表取締役 小林 信一 北九州市小倉北区西港町94番地9
株式会社ヒライ 代表取締役 平井 浩一郎 熊本県熊本市西区春日七丁目26番70号	株式会社ヒライ 代表取締役 平井 浩一郎 熊本県熊本市西区春日七丁目26番70号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年10月13日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日
令和2年9月18日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 ハローデイ柏の森店
 - 所在地 飯塚市柏の森147-4外
- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ハローデイ 代表取締役 加治 敬通 北九州市小倉南区徳力三丁目6番16号	株式会社ハローデイ 代表取締役 加治 敬通 北九州市小倉南区徳力三丁目6番16号
株式会社新生堂薬局 代表取締役 水田 雅幸 福岡市南区中尾三丁目12番17号	株式会社セリア 代表取締役 河合 映治 岐阜県大垣市外濶二丁目38番地

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年10月13日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日
令和2年9月18日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後

ゆめタウン宗像
宗像市田久字鍵分642-1 外ピバモール赤間
宗像市田久字鍵分642-1 外

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項（同条第2項第2号該当）の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和2年10月13日

福岡県知事 小川 洋

- 処分をした年月日
令和2年10月2日
- 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
木村塗料（株）	福岡市中央区清川3-25-11	木村 孝文	平成28年7月31日 福岡県知事許可（般-28） 第61637号

- 処分の内容

建設業法第28条第3項（同条第2項第2号該当）の規定に基づく営業の停止

- 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、民間工事に係る営業

（注）「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。

- 停止期間

令和2年10月16日から令和2年10月18日までの3日間

- 処分の原因となった事実

木村塗料（株）は、民間工事において、建築工事業の建設業許可を受けずに、建設業法施行令第1条の2第1項に定める軽微な建設工事の範囲を超える請負契約を締結

した。

このことは、建設業法第28条第2項第2号に該当する。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年10月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
大野城市月の浦四丁目4番1から4番12まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区博多駅前三丁目5番7号
西日本鉄道株式会社
代表取締役 倉富 純男

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年10月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市志摩芥屋字芥屋161番1及び161番2
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市西区横浜一丁目11番3-1号エムズメゾン2B203号
名越 俊和、諫山 恵美

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年10月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡篠栗町大字和田字浦高野846番1から846番3まで並びに字松浦908番209、908番210、910番13、910番441から910番443まで、910番456、910番471、910番472、910番587から910番603まで及び910番605から910番608まで並びにこれらの区域内の道路である町有地の全部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
糟屋郡粕屋町長者原西一丁目6番11号
株式会社カンワ地所
代表取締役 姜 秀紀

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年10月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市須恵二丁目465番1から465番8まで及びこれらの区域内の道路である市有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
北九州市小倉北区金田一丁目5番2号
株式会社シー・ディー・エフ
代表取締役 古川 昭彦

公安委員会

福岡県公安委員会規則第14号

福岡県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 2 年 10 月 13 日

福岡県公安委員会

福岡県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

福岡県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成 30 年福岡県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則

第 1 条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「法」という。）第 3 条及び第 4 条」を「法」という。）第 6 条及び第 7 条」に、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則」を「国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」に、「情報通信技術利用規則」を「情報通信技術活用規則」に、「第 5 条及び第 9 条」を「第 11 条」に改める。

第 7 条を第 9 条とする。

第 6 条中「使用して」を「使用する方法により」に、「法第 4 条第 1 項又は情報通信技術利用条例第 4 条第 1 項に規定する電子計算機のうち福岡県公安委員会等の使用に係るもの」を「福岡県公安委員会等の使用に係る電子計算機」に改め、同条中第 3 項を削り、同条を第 8 条とする。

第 5 条中「情報通信技術利用規則第 9 条第 1 項」を「情報通信技術活用規則第 11 条第 1 項の規定により福岡県公安委員会等に係る手続等のうち、電子情報処理組織を使用して行うことができる処分通知等」に改め、同条を第 7 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（処分通知等に係る電子情報処理組織）

第 6 条 処分通知等に係る電子情報処理組織は、福岡県公安委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって福岡県公安委員会等が付与するプログラムを正常に稼働させることのできる機能を備えたものとを電気通

信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第 4 条第 1 項中「前条に規定する申請等を電子情報処理組織を使用して」を「電子情報処理組織を使用する方法により申請等を」に、「について、法第 3 条第 1 項又は情報通信技術利用条例第 3 条第 1 項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機であって、福岡県公安委員会等の使用に係る電子計算機と電子通信回線を通じて接続できる機能及び接続した際に福岡県公安委員会等が付与するプログラムを正常に稼働させることのできる機能（福岡県公安委員会等がプログラムを付与する場合に限る。）を備えたものから入力して」を「を当該申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力し」に改め、同条第 2 項中「しようとする」を「行う」に、「入力することができる」を「入力しなければならない」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 前 2 項の規定により申請等を行う者は、当該申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。

第 4 条中第 6 項を削り、第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加え、同条を第 5 条とする。

4 前項の電子証明書は、商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 12 条の 2 第 1 項及び第 3 項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書、電子署名及び認証業務に関する法律第 4 条第 1 項の認定を受けた者が発行した電子証明書又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 3 条第 1 項に規定する署名用電子証明書であって、福岡県公安委員会等が法第 6 条第 1 項に規定する電子計算機のうち福岡県公安委員会等の使用に係るものから認証できるものに限る。

第 3 条中「情報通信技術利用規則第 5 条第 1 項」を「情報通信技術活用規則第 11 条第 1 項の規定により福岡県公安委員会等に係る手続等のうち、電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等」に改め、同条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（申請等に係る電子情報処理組織）

第 3 条 申請等に係る電子情報処理組織は、福岡県公安委員会等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であって福岡県公安委員会等が付与する

プログラムを正常に稼働させることのできる機能（福岡県公安委員会等がプログラムを付与する場合に限る。第6条において同じ。）を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

別表第1中「第3条」を「第4条」に改める。

別表第2中「第5条」を「第7条」に改める。

附 則

この規則は、令和2年10月13日から施行する。

福岡県公安委員会告示第225号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、福岡県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則（令和2年福岡県公安委員会規則第14号）を制定したので、同条例第41条第5項の規定に基づき、次のように告示する。

令和2年10月13日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

当該改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の制定による行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正及び行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則等の一部を改正する規則（令和元年国家公安委員会規則第10号）の制定に伴い、福岡県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成30年福岡県公安委員会規則第1号）の一部を改正したものであるが、その内容は、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

2 規則の施行の日

令和2年10月13日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部総務部情報管理課に備え置く。